

令和 8 年度 冬住地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）(特定汚染土壌等取扱業務)

作 業 仕 様 書

本請負事業の作業仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書（19林国業第239号 平成20年3月31日）、関東森林管理局製品生産仕様書(20関販第3号 平成20年4月10日)及び検知業務仕様書(12関販第23号 平成12年4月13日)を適用するものとする。

※いずれも関東森林管理局HPに記載している最新版を適用するものとする。

特 記 仕 様 書 及 び 特 記 事 項

この請負事業に対する特記仕様書及び特記事項は次に示すとおりとする。

第1条 適用

本事業の仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書（以下「作業仕様書」という。）によるものとするが、第1条より第11条は放射線障害防止の観点から本特記仕様書を定めており、作業仕様書に優先する。

第2条 目的

本特記仕様書、第1条より第11条は、汚染状況重点調査地域で行われる特定線量下業務及び特定汚染土壌等取扱業務について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めたものである。

第12条より第21条は、製品生産事業に係る留意事項について定めたものである。

第3条 作業の履行

本事業の実施にあたっては、本特記仕様書及び作業仕様書のほか、福島県の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成26年1月20日付け25企技第1342号）」（以下「通知文」という。）及び「放射線障害防止措置等安全管理に関する留意事項」（別紙1）を遵守して作業にあたること。

なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成25年12月26日付け基発1226号第19号）」については、厚生労働省HP等により最新版を確認すること。

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

第4条 作業計画書等への記載

通知文に基づく作業安全基準の現場での適用及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の適用については、作業計画書等に記載し、監督職員に提出すること。なお、本事業の作業計画の作成にあたっては、同一区画での作業期間が2週間を越えないように事業区画を分割すること。

第5条 被ばく線量管理

作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに労働者に通知すること。併せて、作業期間中の現地の空間線量率について様式2により記録し、提示できるようにすること。

第6条 放射線量の測定結果の明示

作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果（別紙2）＊1について、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業に従事する全て労働者に書面の交付等により明示すること。なお、事業場所の空間線量率等の最大値、最小値等は下記に示すとおりである。

① 空間線量率 ＊1

■2011 ち3

最大値：0.94 μ Sv/h

最小値：0.45 μ Sv/h

② 土壌の放射性物質濃度 ＊1

■2011 ち3

最大値：27,050Bq/kg

最小値：9,272Bq/kg

③ （参考）作業時間当たりの被ばく線量 ＊2

■平均的な被ばく線量（林小班内における滞在時間ごとの被ばく線量（ μ Sv））

※ 当該林小班において森林作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布を算出した結果から中央値（例えば20名が作業をした場合にうち10名が受ける可能性がある平均的な被ばく量）を表示

林小班名	1時間	3時間	5時間	7時間
2011 ち3	0.44	1.33	2.22	3.11

■最も多い被ばく線量（林小班内における滞在時間ごとの被ばく線量（ μ Sv））

※ 当該林小班において森林作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布を算出した結果から上位5%の値（例えば20名が作業をした場合にうち1名が受ける可能性がある最大被ばく量）

を表示

林小班名	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間
2011 ち 3	0.72	2.17	3.62	5.07

【Sv（シーベルト）について】

- 放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量。
- 1 シーベルト（Sv）＝1000 ミリシーベルト（mSv）＝100 万マイクロシーベルト（ μ Sv）
- 年間追加被ばく量の目安である 20mSv/年は 20,000 μ Sv/年

- * 1 関東森林管理局が実施した「令和 8 年度旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要となる放射性物質関係調査事業」の結果による。
- * 2 「令和 8 年度旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要となる放射性物質関係調査事業」の結果に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が算定した推計値。

第 7 条 装備

通知文により、該当する汚染状況や作業内容に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書等に必要数量等を明記するものとし、安全費に計上すること。

第 8 条 放射線管理者

受注者は放射線管理者を選任し、本事業に従事する全ての労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。

なお、放射線管理者は下記の放射線関係の国家資格保持者、又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

- ① 第 1 種放射線取扱主任者又は第 2 種放射線取扱主任者
- ② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧 R 1 ・放射線初級コース、旧 R 1 ・放射線上級コース
- ③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課程、放射線・影響応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線・計測講座
- ⑥ 原子力企業協会が行う放射線管理員養成講習

第 9 条 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係

- (1) 受注者は本事業に従事する全ての労働者が除染電離則第 2 条第 7 項に定める「土砂の

除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」に係る事業に従事する場合、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（リンク参照

https://www.rea.or.jp/chutou/jyosen/pamphleta%EF%BD%B0jigyoshayou_13_202603.pdf）へ参加すること。

(2) 汚染状況重点調査地域内における除染業務等については、被ばく線量登録管理制度において定める「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。なお、本事業は汚染状況重点調査地域内における除染業務等に該当する（除染登録管理制度にかかる「記録引渡のみの参加」に該当）。

(3) 除染登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について不明な点等がある場合は、（公財）放射線影響協会へ問い合わせること。

第10条 放射線障害防止に係る項目

本事業においては、下記の項目について共通仮設費の安全費に積上計上している。

- ・ サージカルマスク（捕集効率80%以上）
- ・ 個人線量計
- ・ 健康診断費（一般健康診断追加分）
- ・ 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の登録料（記録引渡のみの参加）

第11条 機器の貸出し

汚染検査に必要な機器については、以下を貸与するものとする。

【貸与するGMサーベイメータの情報】

型式 : TGS-146B（本体）、GP-1029（検出器）

製造者 : アロカ株式会社

数量 : 1台

第12条 保安林等法令制限林箇所の着手

保安林等法令制限林箇所の着手については、土地の形質変更等、必要な事務手続きが整った後に、監督職員が指示する。

第13条 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合

(1) 事業箇所周辺等には、国有林野を第三者に貸し付けしている国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地権限者等の承諾等を得ること。

(2) 事業実行に当たり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないよう努めること。

第14条 事業用車両の制限及び遵守事項

- (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあたっては、道路敷、周辺構造物等の第三者所有物に鉄板敷工を行うなど対処し、損害を与えないこと。また、国道や県道等を一時的に占用する際は、事前に監督職員に相談の上、請負者が関係各所と調整する。また、林道及び道路施設への損傷や汚損するような行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
- (2) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により遵守すること。

第15条 作業路の作設

- (1) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656号林野庁長官通知）に基づき行うこととし、別紙「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を森林管理署長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2) で承認された森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

第16条 CSF（豚熱）への対応

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

第17条 事業進捗状況管理

- (1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、様式3により作成すること。
- (2) 毎月、様式4「工程管理表（月別）」を作成し、翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。

第18条 災害発生時における協力

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害等が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

第19条 丸太筋工について

- (1) 【別紙 3】丸太筋工標準図を参照して設置する。
- (2) 資材は原則購入資材とし、品質・規格については、【別紙 3】丸太筋工標準図のとおり。

(3) 丸太筋工は「治山工事標準仕様書」第633条に準じて施行する。

(4) 丸太筋工の設置箇所は概ね位置図に示すとおりとするが、具体の設置にあたっては監督職員の指示によるものとする。

※この特記仕様書における記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。

第20条 素材の伐倒、玉切り、集材、巻立について

(1) 伐倒後の素材については、林地に集積しておくことないよう速やかに造材、集材、巻立てを行うこと。

(2) 伐倒、玉切り、集材、巻立までのすべての工程において、出来る限り林地の土壌に接触することがないように作業を行うこと。

第21条 その他

(1) 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について：【別紙4】のとおり

(2) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について：【別紙5】のとおり

森林作業道特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第 1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S 字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ② カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、こ

れらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- 2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

放射線障害防止措置等安全管理に関する留意事項

○ 放射線障害防止措置等安全管理に関する留意点

事業者及び作業者は「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離規則」という。）に基づいて作業しなければならない。

その際、作業内容が特定汚染土壌等取扱業務か特定線量下業務のいずれに該当するか判断し、それぞれに必要な措置を講じる必要がある。以下に特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務における留意事項を示す。

【特定汚染土壌等取扱業務】

土壌等サンプリングなどセシウム 134 及びセシウム 137 の放射性物質濃度の値が 1 万 Bq/kg を超えるおそれがある物を取扱う業務

【特定線量下業務】

空間線量率測定など平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれがある場所で行う特定汚染土壌等取扱業務以外の業務

なお、放射線障害の防止に関する法令の中で実効線量の線量限度に関して、「定められた 5 年間の平均が 20mSv いかなる 1 年も 50mSv を超えないようにする」（放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料令和 5 年度版より引用）とあることから、20mSv/年を超えないように作業者ごとに被ばく線量を管理する必要がある。

特定汚染土壌等取扱業務と特定線量下業務における留意事項

管理項目	特定汚染土壌等取扱業務	特定線量下業務
特別教育の受講	除染等業務特別教育	特定線量下業務特別教育
健康診断の受診	受診内容：一般健康診断及び除染電離健康診断 受診期間：雇入れ時又は当該業務に配置換えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回	受診内容：一般健康診断 受診期間：雇入れ時及びその後 1 年以内ごとに 1 回

被ばく管理	平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において労働者を従事させることが見込まれる場合、個人線量計による外部被ばく線量測定 ※(及び測定記録の放射線影響協会への引渡し)	個人線量計による外部被ばく線量測定 ※(及び測定記録の放射線影響協会への引渡し)
放射線保護具(高濃度粉じん作業に非該当の場合)	長袖の衣服、ゴム手袋、ゴム長靴 防じんマスク(捕集効率 80%以上)	無し (推奨: 長袖の衣服、サージカルマスク、綿手袋)
汚染検査	基準値: 13,000cpm 以下 (GM 管カウント値) 実施時期: 帰還困難区域 から出る際又は帰還困難区域内で飲食を行う際	無し (推奨: 手足の汚染検査 13,000cpm 以下)
内部被ばく検査	突発的に高い濃度の粉じんにばく露された場合に実施 (推奨: 3 月以内ごとに一度の内部被ばく測定)	無し

※ 帰還困難区域内の様々な場所へ移動する場合は、個人線量計による外部被ばく線量測定を実施することを推奨

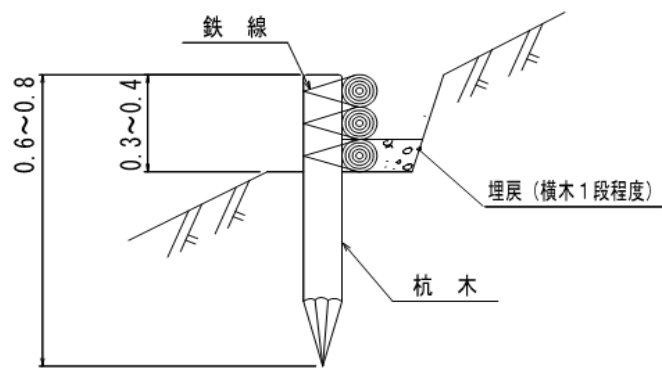
事前調査結果

【別紙2】

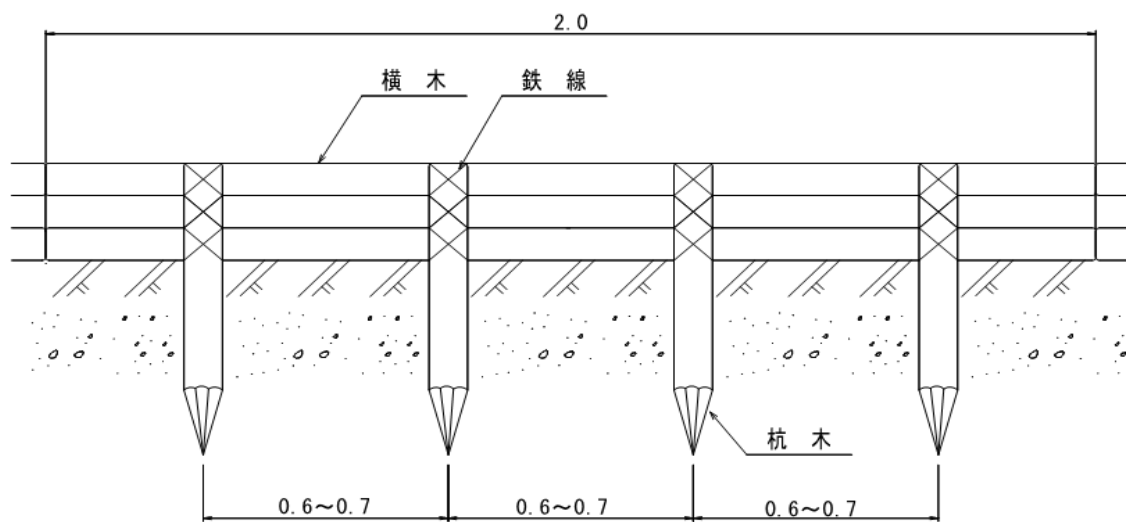
市町村	林小班		空間線量率 (μ Sv/h)			樹皮表面計数率 (cpm) C値			推定土壌放射線濃度 (Bq/kg-wet)		
			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
南相馬市	2011	ち3	0.94	0.45	0.70	78	14	42	27050	9272	14066

丸太筋工横木3段 標準図

側面図



正面図



丸太筋工横木3段				10.0m当たり	
名称	規格		単位	数量	適用
杭木	長さ0.6~0.8m	径0.1m	本	15	
横木	長さ2.0m	径0.1m	本	15	

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1 台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたまなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

様式 1

作業員の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日		入場時の累積被ばく線量	μSv
-----	--	----	-------	------	--	-------------	----------------

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な作業内容	作業従事場所		作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線量	累計の 実効線量	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	本人 確認 サイン	放射線測定器種類 及び形式
1				帰・居・避			μSv	μSv			
2				帰・居・避			μSv	μSv			
3				帰・居・避			μSv	μSv			
4				帰・居・避			μSv	μSv			
5				帰・居・避			μSv	μSv			
6				帰・居・避			μSv	μSv			
7				帰・居・避			μSv	μSv			
8				帰・居・避			μSv	μSv			
9				帰・居・避			μSv	μSv			
10				帰・居・避			μSv	μSv			
11				帰・居・避			μSv	μSv			
12				帰・居・避			μSv	μSv			
13				帰・居・避			μSv	μSv			
14				帰・居・避			μSv	μSv			
15				帰・居・避			μSv	μSv			
16				帰・居・避			μSv	μSv			

様式 2

現場の空間線量管理簿

1 工事現場概要

発注機関	工事番号	工事名	工事場所	受託者	現場責任者

2 作業内容及び被ばく線量等

延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量	延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり 空間線量	累計の 空間線量
1				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	17				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
2				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	18				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
3				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	19				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
4				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	20				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
5				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	21				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
6				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	22				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
7				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	23				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
8				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	24				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
9				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	25				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
10				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	26				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
11				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	27				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
12				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	28				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
13				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	29				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
14				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	30				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
15				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$	31				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$
16				$\mu\text{ Sv}$	$\mu\text{ Sv}$						

○1月当り（30日毎）の現場での累積空間線量 計 $\mu\text{ Sv}$

○当該工事での現場での累積空間線量 計 $\mu\text{ Sv}$

作業日報

班名：

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械 作業者等 作業時間									計	機械 運転時間 (H)	燃料 給油量 (ℓ)	油脂 給油量 (ℓ)	作 業 量
作業道作設	バックホウ												m
伐倒	チェーンソー												本
	ハーベスタ												本
集材①(木寄)	グラップル												本
	スイングヤーダ												本
	荷掛(人力)												本
造材	プロセッサ												本
	チェーンソー												本
集材②(運材)	フォワーダ												台
	グラップル(巻立)												台
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

工程管理表(
 月分、最終
)

分任支出負担行為担当官
 磐城森林管理署長 殿

令和 年 月 日

事業体名		主間伐別			
契約事業名		生産量(㎡)	当月		累計(A)
事業期間		作業道(m)	当月		累計

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (㎡/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(＝部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。